

H5型新型インフルエンザ対策における ワクチン体制の早期確立

昨年流行した新型インフルエンザ（A／H1N1）は、対策の総括もなされ、今後の新型インフルエンザの再流行に備えることとされていたところ、平成22年8月10日にWHO（世界保健機関）事務局長から「ポストパンデミック」とする旨の発表が行われた。

他方、依然として、東南アジアを中心として、人のH5型鳥インフルエンザの発生が確認されており、強毒型インフルエンザへの変異を危惧している研究者も多く、これに備えなければならない。

このような中、平成18年度から平成20年度までに毎年1000万人分の備蓄がなされていたH5型新型インフルエンザプレパンデミックワクチンは、有効期限が3年間であるため、既に平成18年度分の1000万人分が廃棄されており、本年11月には平成19年度分の1000万人分も有効期限が切れることから、残り1000万人分しか備蓄されていない状況になる。

プレパンデミックワクチンは、罹患者の重症化を予防する効果が期待できること、また、パンデミックワクチンの製造には細胞培養技術を用いても発生後2ヶ月あまりの製造期間を必要とされることから、医療関係者をはじめ社会機能維持者に先行接種することで、パンデミックインフルエンザ発生時における社会機能を維持することが重要であり、早期に備蓄量を回復することが必要である。

また、パンデミックインフルエンザの国内発生時における社会的混乱を緩和するうえにおいても、プレパンデミックワクチン接種を希望するすべての国民に対しても接種機会を確保することが強く望まれる。

同時に、新型インフルエンザ対策を円滑に実施できるよう、国民におけるワクチン行政への信頼を醸成することも肝要である。

国においては、本来想定し準備を行っているH5型新型インフルエンザ対策を実効的なものとするためにも、H5型新型インフルエンザワクチン等について、次の事項を早期に実施するよう求める。

- 1 プレパンデミックワクチンの備蓄量の早期回復
- 2 プレパンデミックワクチンの医療関係者等への早期接種開始
- 3 プレパンデミックワクチンの接種を希望するすべての国民に対する接種機会の確保
- 4 パンデミックワクチンの大量生産及び供給体制の確立
- 5 プレパンデミックワクチンも含めたワクチン接種による健康被害に対する補償制度の確立
- 6 プレパンデミックワクチンも含めたワクチン接種費用の国庫による全額負担
- 7 ワクチンに対する国民の不安を解消するための正確できめ細かな情報提供

平成22年10月

九州地方知事会長
大分県知事 広瀬 勝貞